

乙卯六月十四日

八月五日

七等屬豐田繁調

書記官

記録課

官員歸任ノ義御届

札幌在勤准陸軍中尉荒城重雄義本年
二月十八日御用有之出京罷在候處御用相
濟去ル三日歸任候條此改御届仕候也

明治十年八月五日

開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

大德六年四月...

...

...

...

...

...

...

...

...

何任以處

本月初旬後...

竹...

...

...

...

乙卯六月十五日

長官書記官

發程ノ義御届

今般魯領ウラジオストツク港出張ノ義伺濟ニ付
明八日北海道へ向テ當地發程管内各處巡視ノ
上御用都合ニ依リ函館^{直ニ}同港へ出張ノ旨ニ付
此段御届仕候也

明治十年八月七日

開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

石吏